

令和8年(2026年)7月1日			
所 属	こども企画推進課	所 属	尼崎市社会福祉事業団
所属長	清水 徹	所属長	林 弘之
電 話	06-6423-9995	電 話	06-6423-2831

児童養護施設元職員の逮捕について

尼崎市が社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団に指定管理者として運営を委託している児童養護施設において、同施設の元職員が、入所児童名義の口座から現金を不正に引き出していた事案について、令和8年(2026年)6月30日、詐欺の疑いにより逮捕されました。

本件につきまして、関係する児童及び保護者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1 概 要

児童養護施設において、当時の職員が、児童手当が振り込まれる入所児童名義の口座について、無断でキャッシュカードを作成した上で、令和6年(2024年)6月13日に現金12万5千円を引き出し、だまし取った疑いがあるものです。

なお、当該事案を含め、入所児童2人の口座から複数回にわたり合計230万円以上が引き出されており、現在警察が関連を調査している状況です。被害額については令和8年(2026年)2月19日に全額弁済されています。

また、当該元職員は令和7年(2025年)11月6日付で懲戒解雇されています。

2 対象者

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 元職員

3 経 緯

時期	内容
令和6年6月13日	当該職員が、入所児童の口座から現金12万5千円を引き出した疑い
令和6年12月	当該児童が退所。当該職員は、通帳及び印鑑を保護者に返却した旨を施設長に報告
令和7年4月	人事異動により、当該職員が別施設へ異動
令和7年9月12日	当該児童の保護者から、通帳が返却されていない旨の連絡が施設に入る
令和7年10月13日～14日	当該職員に対する聞き取りを実施し、本人が不正な出金を認める
令和7年10月15日	当該職員が施設長とともに所管警察署へ出頭
令和7年11月6日	当該職員を懲戒解雇
令和8年2月19日	被害額全額が弁済される
令和8年6月30日	所管警察署が当該元職員を逮捕

4 今後の対応

本市としては、当該施設の入所児童に係る預金等の管理状況について、金銭管理マニュアルに基づく運用が適切に行われているかを、定期的な実地調査により確認します。

また、指定管理者である社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団に対し、当該マニュアルの遵守、複数職員による確認体制の徹底、通帳・印鑑等の保管・返却手続の厳格化、職員に対するコンプライアンス研修の定期実施、不適切事案の早期把握及び報告体制の強化を求めており、こうした取組により再発防止に努めてまいります。

以 上